

平成27年10月 土木工事積算基準（下水道編） 正誤表

区分	頁・行	誤	正	備考																																																								
下水道編	施設設計-199 (P1003)	<p>c) 点検・調査項目の検討及び判定基準の検討 本歩掛は、点検・調査項目の検討及び点検・調査判定基準の検討を行う場合に適用し、本体設計に負荷して計上するものとする。</p> <p>表-VI-3 点検・調査項目の検討及び判定基準の設定基準歩掛 (1式当り)(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="432 472 1137 595"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点検・調査項目の検討</td> <td>-</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>点検・調査判定基準の検討</td> <td>-</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td><u>1.0</u></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>-</td> <td>1.5</td> <td>3.0</td> <td>2.5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本歩掛は面積及び延長補正は行わない。 2 マンホール、取付管・ます、マンホールふたを対象施設とする場合は、30%を上限に本歩掛を割増しすることができる。 3 スtockマネジメント手法を踏まえた管路施設長寿命化計画、短期改築計画のいずれかに計上する。</p>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	点検・調査項目の検討	-	0.5	1.5	1.0	-	-	点検・調査判定基準の検討	-	1.0	1.5	<u>1.0</u>	-	-	小計	-	1.5	3.0	2.5	-	-	<p>c) 点検・調査項目の検討及び判定基準の検討 本歩掛は、点検・調査項目の検討及び点検・調査判定基準の検討を行う場合に適用し、本体設計に負荷して計上するものとする。</p> <p>表-VI-3 点検・調査項目の検討及び判定基準の設定基準歩掛 (1式当り)(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1267 467 1962 587"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点検・調査項目の検討</td> <td>-</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>点検・調査判定基準の検討</td> <td>-</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td><u>1.5</u></td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>-</td> <td>1.5</td> <td>3.0</td> <td>2.5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本歩掛は面積及び延長補正は行わない。 2 マンホール、取付管・ます、マンホールふたを対象施設とする場合は、30%を上限に本歩掛を割増しすることができる。 3 スtockマネジメント手法を踏まえた管路施設長寿命化計画、短期改築計画のいずれかに計上する。</p>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	点検・調査項目の検討	-	0.5	1.5	1.0	-	-	点検・調査判定基準の検討	-	1.0	1.5	<u>1.5</u>	-	-	小計	-	1.5	3.0	2.5	-	-	
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員																																																						
点検・調査項目の検討	-	0.5	1.5	1.0	-	-																																																						
点検・調査判定基準の検討	-	1.0	1.5	<u>1.0</u>	-	-																																																						
小計	-	1.5	3.0	2.5	-	-																																																						
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員																																																						
点検・調査項目の検討	-	0.5	1.5	1.0	-	-																																																						
点検・調査判定基準の検討	-	1.0	1.5	<u>1.5</u>	-	-																																																						
小計	-	1.5	3.0	2.5	-	-																																																						

## c) 点検・調査項目の検討及び判定基準の検討

本歩掛は、点検・調査項目の検討及び点検・調査判定基準の検討を行う場合に適用し、本体設計に負荷して計上するものとする。

表－VI－3 点検・調査項目の検討及び判定基準の設定基準歩掛

(1式当り)(単位:人)

作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
点検・調査項目の検討	—	0.5	1.5	1.0	—	—
点検・調査判定基準の検討	—	1.0	1.5	1.5	—	—
小計	—	1.5	3.0	2.5	—	—

- (注) 1 本歩掛は面積及び延長補正は行わない。  
 2 マンホール、取付管・ます、マンホールふたを対象施設とする場合は、30%を上限に本歩掛を割増しすることができる。  
 3 スtockマネジメント手法を踏まえた管路施設長寿命化計画、短期改築計画のいずれかに計上する。